



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年4月1日木曜日 第2153号外5

◇ 目 次 ◇ 告 示

不当景品類及び不当表示防止法に基づく立入検査等従事職員の身分証明書の一部改正.....	1
地方卸売市場の開設の許可.....	2
卸売業務の許可.....	2

公 告

平成22年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意

契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....	2
--	---

雑 報

愛媛海区漁業調整委員会指示（4件）.....	7
漁業法第67条第1項の規定に基づく指示の一部改正.....	7
愛媛県内水面漁場管理委員会指示.....	8

告 示

○愛媛県告示第427号

不当景品類及び不当表示防止法に基づく立入検査等従事職員の身分証明書（昭和47年12月愛媛県告示第1173号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成22年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第9条第3項の規定に基づく立入検査等に従事する職員の身分を示す証明書は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>省略</p> <p>上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第9条第2項の規定により、立入検査又は質問をする職員であることを証明する。</p> <p>省略</p> </div> <p style="text-align: right; margin-right: 5px;">省略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>（報告の徴収及び立入検査等）</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 都道府県知事は、第7条の規定による指示又は前条第1項の規定による請求を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> </div>	<p>不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第9条第2項の規定に基づく立入検査等に従事する職員の身分を示す証明書は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>省略</p> <p>上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第9条第1項の規定により、立入検査又は質問をする職員であることを証明する。</p> <p>省略</p> </div> <p style="text-align: right; margin-right: 5px;">省略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>（報告の徴収及び立入検査等）</p> <p>第9条 都道府県知事は、第7条の規定による指示又は前条第1項の規定による請求を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> </div>

4 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第17条 第9条第2項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

(1) 省略

(2) 第16条又は前条 各本条の罰金刑

2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

(1) 省略

(2) 第16条又は前条 各本条の罰金刑

3 省略

3 第1項_____の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第16条 第9条第1項の規定による報告_____をせず、若しくは虚偽の報告_____をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第15条又は第16条_____の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の_____罰金刑を科する。

2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、第15条又は第16条_____の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、各本条の_____罰金刑を科する。

3 省略

○愛媛県告示第428号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第55条の規定により、次のとおり地方卸売市場の開設を許可した。

平成22年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	開設者の氏名又は名称	地方卸売市場		取扱品目の部類
			所在地	名称	
花き第3号	平成22年4月1日	松山市	松山市久万ノ台348番地1	松山市公設花き地方卸売市場	花き部

○愛媛県告示第429号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第58条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売の業務の許可をした。

平成22年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	卸売業者		卸売の業務を行う地方卸売市場の名称	取扱品目の部類
		住所又は所在地	氏名又は名称		
花き第8号	平成22年4月1日	松山市久万ノ台348番地1	愛媛中央花き農業協同組合	松山市公設花き地方卸売市場	花き部

公 告

○公 告

平成22年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り(以下「競争入札等」という。)に加わろうとする者に必要な資格(以下「資格」という。)並びにその審査の申請(以下「申請」という。)の時期及び方法等は、次のとおりである。

なお、既に平成22年度の建設工事に係る資格を有する者については、この公告に基づく手続きは、要しない。

平成22年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 工事種別

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事

- (3) 大工工事
 (4) 左官工事
 (5) とび・土工・コンクリート工事
 (6) 石工事
 (7) 屋根工事
 (8) 電気工事
 (9) 管工事
 (10) タイル・れんが・ブロック工事
 (11) 鋼構造物工事
 (12) 鉄筋工事
 (13) 舗装工事
 (14) しゅんせつ工事
 (15) 板金工事
 (16) ガラス工事
 (17) 塗装工事
 (18) 防水工事
 (19) 内装仕上工事
 (20) 機械器具設置工事
 (21) 熱絶縁工事
 (22) 電気通信工事
 (23) 造園工事
 (24) さく井工事
 (25) 建具工事
 (26) 水道施設工事
 (27) 消防施設工事
 (28) 清掃施設工事
- 2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者
- (1) 当該競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者
- 3 資格
- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。）第2条の規定による等級別格付け（以下「格付け」という。）をされた者
- イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。）第12条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体
- ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体（特定建設工事共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。
- ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者
- イ 資格審査を申請する日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者
- 4 申請の時期

- 新たに資格の審査を受けようとする者の申請は、執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）において、随時受け付ける。ただし、特定建設工事共同企業体に係る申請は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告の日以後に受け付ける。
- 5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法
- (1) 請求先
- 県のホームページのえひめの土木
 （<http://www.pref.ehime.jp/070doboku/020gjutsukikak/00005739041124/index.htm>）からダウンロードするか、又は別表の提出先に請求する。
- (2) 提出先及び提出方法
- 別表の提出先に持参して提出するものとする。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告に定めるところによる。
- 6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨
- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。
- 7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い
- (1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。
- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。
- 8 資格の効力
- 資格は、平成22年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体に係る資格は、当該特定建設工事共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。
- 9 平成23年度及び平成24年度の資格審査
- 平成23年度及び平成24年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、平成22年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。
- 10 問い合わせ先
- 愛媛県土木部管理局土木管理課建設係
 〒790 8570
 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
 電話番号 (089)12 2644

別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県土木部管理局土木管理課 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089-912-2644	県外及び測量・建設コンサル タント等
愛媛県東予地方局四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 四国中央市三島宮川四丁目6番53号 電話番号 0896-24-4455(内線255)	四国中央市
愛媛県東予地方局建設部管理課 〒793-0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897-56-1300(内線407)	新居浜市及び西条市
愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課 〒794-8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898-23-2500(内線262)	今治市及び越智郡
愛媛県中予地方局建設部管理課 〒790-8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089-941-1111(内線417)	松山市、伊予市、東温市及び 伊予郡
愛媛県中予地方局久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号 0892-21-1210(内線415)	上浮穴郡
愛媛県南予地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893-24-5121(内線304)	大洲市及び喜多郡
愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所管理課 〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894-22-4111(内線406)	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県南予地方局西予土木事務所事業管理課 〒797-0015 西予市宇和町卯之町四丁目445番地 電話番号 0894-62-1331(内線283)	西予市
愛媛県南予地方局建設部管理課 〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895-22-5211(内線407)	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県南予地方局愛南土木事務所用地管理課 〒798-4194 南宇和郡愛南町御荘平城3048 電話番号 0895-72-1145(内線233)	南宇和郡

様式第1号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事

様

郵便番号

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

㊞

電話 () -

番

参加を希望する工事種別

様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事

印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

雑 報

○愛媛海区漁業調整委員会指示第81号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるかご漁業（つつ、つば漁業を含み、無動力漁船を除く。以下同じ。）について、次のとおり指示する。

平成22年4月1日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 前田 健 二

1 操業の制限

当該海域において、かご漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

ただし、試験研究又は実習等を目的としたもので委員会に届出したものは、この限りではない。

2 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。

3 操業区域

操業を承認する区域は、共同漁業権漁場区域内とする。

4 承認の備え付け等の義務

承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成22年4月1日から平成24年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第82号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成22年4月1日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 前田 健 二

1 指示の内容

(1) 真珠母貝養殖いかだの吊りかごの間隔は、80センチメートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。

(2) 真珠養殖いかだの吊りかごの間隔は、1メートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成22年4月1日から平成24年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第83号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、次のとおり指示する。

平成22年4月1日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 前田 健 二

1 指示の内容

(1) さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。

(2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第84号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成22年4月1日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 前田 健 二

1 指示の内容

伊共第103号第2種共同漁業権漁場（通称「ほぼろ瀬」漁場、大洲市と八幡浜市の最大高潮時海岸線における境界から山口県八島洲崎見通し2,000メートルの点を中心に半径540メートル以内の区域）においては、1月15日から2月28日までの間、マコガレイを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第85号

漁業法第67条第1項の規定に基づく指示（平成21年愛媛海区漁業調整委員会指示第77号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成22年4月1日

愛媛海区漁業調整委員会会長 前田 健 二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
2 指示の有効期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで	2 指示の有効期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、次のとおり指示する。

平成22年4月1日

愛媛県内水面漁場管理委員会

会長 那 須 熊 市

1 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件のすべてに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものではないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

2 指示の期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで